

香芝市告示第59号

香芝市開発指導要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

香芝市長 三橋和史

香芝市開発指導要綱

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 公共施設（第7条—第11条）

第3章 公益施設（第12条・第13条）

第4章 生活環境保全等（第14条—第17条）

第5章 一般事項（第18条—第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、香芝市において行われる開発事業について、一定の基準を定めることにより開発者の理解と協力を求め、もって良好な住環境の維持及び保全を図り、住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発事業 次条本文の行為をいう。
- (2) 開発者 開発事業を行う者をいう。
- (3) 開発区域 開発事業を行う土地の区域をいう。
- (4) 公共施設 道路、公園、緑地、広場、下水道、河川、水路、消防水利施設、防災調整池、上水道その他公共の用に供する施設をいう。
- (5) 公益施設 集会施設（用地を除く。以下同じ。）、集会所用地、ごみ集積場その他公益の用に供する施設をいう。

（適用範囲）

第3条 この要綱は、香芝市において行われる都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条の規定による許可を要する開発行為に適用する。ただし、自己の居住の用にのみ供する住宅を目的とする開発行為については、適用しない。

（事前協議）

第4条 開発者は、法令等に基づき、許認可の申請をする前にあらかじめ事業計画等について、市長に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議は、開発事業事前協議申出書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、正本1通及び副本を提出することにより行わなければならない。

- (1) 土地所有者一覧表（第2号様式）
- (2) 付近見取図
- (3) 地籍図
- (4) 現況平面図
- (5) 土地利用計画平面図
- (6) 造成計画平面図
- (7) 造成計画縦横断面図
- (8) 給排水施設計画平面図
- (9) 排水施設詳細図
- (10) 流末水路構造図
- (11) 排水計画縦断面図
- (12) 道路縦横断面図
- (13) 求積図（全体図及び各区画割図）
- (14) 公共・公益施設詳細図（調整池、公園等、ごみ集積場、集会所用地等）
- (15) 流量計算書
- (16) 現況写真
- (17) 排水放流同意書
- (18) 地元自治会協議書
- (19) 建築物の平面図、立面図その他市長が必要と認める書類

3 第1項の規定による協議が整ったときは、市より意見申出書において通知し、開発者はそれに基づく回答書を提出しなければならない。

4 第1項の規定による協議は、法第32条の規定に基づく公共施設の管理者との協議を兼ねることができる。

5 開発者は、事業計画を変更しようとするときは事業計画変更申出書（第3号様式）により、又は廃止しようとするときは事業計画廃止届（第4号様式）により、事前に市長に協議しその同意を得なければならない。

（開発者の責務等）

第5条 開発者は、開発事業を行う前に自治会に対し、開発事業等の計画内容、造成計画内容、工事施工内容、工事予定建築物の内容、日照、電波障害等による影響、開発に伴う交通安全対策その他必要と思われる事柄について、十分に説明した上、双方合意の形成を図らなければならない。

2 開発者は、前条第1項又は第5項の規定による協議に従い、市長の指定す

る担当部局と緻密な連絡を保って開発事業を施行するとともに、市長からその内容について報告を求められたときは、これを提出するものとする。

(紛争の解決)

第6条 開発者は、開発事業の施行に伴って生じる紛争については、自己において解決しなければならない。

第2章 公共施設

(道路の整備)

第7条 開発者は、道路の整備について、周辺の状況及び市の計画等を勘案して計画し、奈良県開発許可制度等に関する審査基準集（技術基準編）（平成15年11月1日施行。以下「県審査基準」という。）及び香芝市開発指導基準（令和7年4月1日施行。以下「指導基準」という。）に基づき、自己の負担において施行しなければならない。

(公園、緑地及び広場の整備)

第8条 開発者は、公園、緑地及び広場の整備について、県審査基準及び指導基準に基づき、自己の負担において施行しなければならない。

(排水施設の整備)

第9条 開発者は、排水施設の整備について、開発区域及びその周辺に溢水等による被害が生じないように計画し、県審査基準及び指導基準に基づき、自己の負担において施行しなければならない。

2 開発者は、下水道施設を設置する場合は、公共下水道の事業認可区域内外にかかわらず、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(上水道施設の整備)

第10条 開発者は、開発区域内に給水するために必要となる開発区域内外の上水道施設の整備について、第4条の規定による事前協議と並行して、奈良県広域水道企業団企業長と協議した上、自己の負担において施行しなければならない。

(消防水利施設等の整備)

第11条 開発者は、消防水利施設等の整備について、奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程（平成26年消防長訓令甲第19号）に基づき、あらかじめ奈良県広域消防組合香芝消防署長と協議した上、自己の負担において施行しなければならない。

第3章 公益施設

(ごみ集積場の設置)

第12条 開発者は、ごみ集積場の設置について、指導基準に基づき、自己の負担において施行しなければならない。

(集会施設等の設置)

第13条 開発者は、集会施設又は集会所用地の設置について、指導基準に基づき、自己の負担において施行しなければならない。ただし、ワンルームマンションについては、この限りでない。

第4章 生活環境保全等

(交通防犯施設等の整備)

第14条 開発者は、交通防犯施設等の整備について、指導基準に基づき、自己の負担において施行しなければならない。

(文化財の保護)

第15条 開発者は、文化財の保護について、指導基準に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(公害対策等)

第16条 開発者は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭等の公害並びに電波障害を防止するため、自己の負担において必要な措置を講じなければならない。

(駐車場及び駐輪場施設の整備)

第17条 開発者は、長屋又は共同住宅、店舗及び事務所等の建築を目的とする開発を行う場合は、駐車場及び駐輪場施設の整備について、指導基準に基づき、自己の負担において施行しなければならない。

第5章 一般事項

(工事施行中における災害防止)

第18条 開発者は、開発事業に関する工事の災害防止対策並びに工事中における通園及び通学路の安全確保を含む周辺道路の交通安全対策について、十分配慮しなければならない。

(補償)

第19条 開発者は、開発事業により既設の公共施設等を破損したときは、市長と協議の上、自己の負担において当該破損箇所を原形に復旧しなければならない。

(工事の検査)

第20条 開発者は、当該開発事業に係る公共施設について、その工事が完了したときは、速やかに市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査の結果、不備の箇所がある場合は開発者に整備させるものとし、この費用は、開発者の負担とする。

(公共施設の帰属)

第21条 開発事業により設置された公共施設については、市に帰属するもの

とする。ただし、第4条の規定による事前協議において別段の定めをしたものについては、この限りでない。

2 開発者は、前項に規定する公共施設について、法第32条第2項に基づく開発行為に伴う公共施設の帰属及び管理に関する協定を市長と締結するものとする。

3 開発事業により設置された公共施設については、原則として開発行為に関する工事完了公告の日の翌日に市に帰属するものとする。

(公益施設の寄附)

第22条 開発者は、開発事業により設置された公益施設を市に対して寄附する場合は、公益施設寄附申出書(第5号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 所有権移転登記承諾書(実印を押印すること。)

(2) 印鑑登録証明書

(3) 寄附の対象となる財産に係る登記事項証明書及び関係図面(位置図、平面図、測量図、公図等)

(4) その他市長が必要と認める書類

(公共施設の管理引継)

第23条 市に帰属することとなる公共施設の管理については、原則として開発行為に関する工事完了公告の日の翌日に引き継ぐものとする。ただし、協定書において別段の定めをしたものについては、この限りでない。

2 前項の別段の定めをしたものについては、原則として、開発者は、市長に公共施設の管理引継書(第6号様式)を提出するものとし、市長は、当該公共施設の引継ぎに係る検査(以下この項において「検査」という。)を行うものとする。この場合において、当該公共施設の管理は、検査に合格した日から引き継ぐものとする。

(その他)

第24条 この要綱に定めのない事項で、市長が必要と認めるものについては、その都度開発者と協議の上、決定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に香芝市開発指導要綱を廃止する要綱による廃止前の香芝市開発指導要綱(平成12年4月1日施行。次項において「旧要綱」という。)の規定によりなされた開発行為の許可の申請その他の手続につい

ては、この要綱の規定によりなされた開発行為の許可の申請その他の手続とみなす。

- 3 この要綱の施行の際、旧要綱の第1号様式から第4号様式まで及び第6号様式で現に残存するものについては、必要な調整をしてこの要綱の第1号様式から第4号様式まで及び第6号様式による用紙として使用することができる。

香芝市開発指導基準

第1 総則

この指導基準は、香芝市開発指導要綱（令和7年4月1日施行。以下「要綱」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

第2 道路の整備に関する基準（要綱第7条関係）

道路の構造については、次の事項に留意すること。

1 道路の基準

- (1) 道路の構造は、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び道路橋示方書に基づいて設計を行うこと。
- (2) 道路には、側溝、街渠又は集水桝等の排水施設を設置すること。
- (3) 電柱の設置場所は、原則として宅地側で確保すること。
- (4) 道路とその他の敷地との境界は、縁石等の構造物で分離し、プレートにより明確にすること。なお、プレートは、開発者が用意すること。

2 舗装基準

- (1) 道路面は、アスファルト舗装を標準とし、その構造は「舗装設計施工指針」に基づくが、舗装構成の決定は、CBR試験等の資料を添付して、市長と協議すること。
- (2) 道路の縦断勾配が8パーセント以上となる区間は、滑り止め措置を講じた舗装とすること。

3 側溝の構造

- (1) 側溝は、道路及び周辺宅地等から排出される排水を有効に処理できる断面を有し、おおむね20メートルの間隔で会所桝等の点検口を設置すること。
- (2) 側溝、桝等の蓋は、設計強度25トン以上とし、道路横断部、会所桝については、グレーチング蓋（ボルト固定タイプ）を標準とする。

第3 公園、緑地及び広場の整備に関する基準（要綱第8条関係）

公園、緑地及び広場の整備については、担当課と協議の上、次の事項に留意すること。

- 1 形状は、有効利用を図るため、正方形、長方形等まとまりのある形にすること。
- 2 遊具や広場が有効に配置できるように、公園面積の60パーセント以上は、平坦地とすること。
- 3 原則として、公園は階段状としないこと。
- 4 公園内に設ける斜面地の勾配は、原則として20パーセント以下とすること。

- 5 出入口は、原則として公道に面するものとし、維持管理及び緊急避難を考慮した幅とするとともに可動式の車止め等を設置するなどの安全対策を講じること。
- 6 公園、緑地及び広場内には、原則として占用物件は認めない。
- 7 公園に設置すべき施設及びその数量は、原則として次表に定める基準によること。
- 8 公園、緑地及び広場の配置等については、担当課と協議すること。
- 9 公園台帳の作成に当たっては、担当課と協議すること。
- 10 公園、緑地及び広場の規格は、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成7年3月奈良県条例第30号）に適合したものとすること。

遊戯施設	滑り台、ブランコ、ジャングルジム、フィットネス運動具、その他	協議により設置する場合 2基以上又は複合遊具
休養施設	ベンチ、その他	2基以上を設置
管理施設	公園標識	1基（参考図）
	車止め	可動式のもの
	フェンス又は生垣	入口を除く公園外周
	給排水施設、外周擁壁	協議により設置
修景施設	花壇	協議により設置
	植栽工	植栽帯の低木、中木、高木については植栽面積、樹種等を協議により設置
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 400㎡以上の公園施設については、別途協議すること。 ・ 植栽樹木は、引き渡し後1年間の枯木保証を付すること。 ・ 公園標識は、見やすい場所に設置すること。 	

(参考図)

<p>□ □ □ □ 公 園</p> <p>公園内では次のことが禁じられています。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 公園内にゴミを捨てること。○ 犬などのペットをつれてくること。○ 公園内で火をつかうこと。○ 物品を販売すること。○ 公園内に車、二輪車を乗り入れること。○ 施設を傷つけること。○ ボール遊びをすること。○ その他迷惑行為や公園管理に支障のあること。 <p style="text-align: right;">香 芝 市</p>
--

第4 排水施設の整備に関する基準（要綱第9条関係）

1 排水計画

- (1) 排水方法は、原則として汚水排水と雨水排水を分流とする。なお、雨水以外の下水は、暗渠によって排出させること。
- (2) 浄化槽については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び奈良県浄化槽取扱要綱に基づくこと。
- (3) 開発事業により公共下水道（汚水）管を埋設しない場合は公共下水道（汚水）管の埋設スペース（幅2メートル）を確保し、将来の整備に備えること。

公共下水道（汚水）埋設スペース

-----（雨水排水管）-----

—————（ガス管）—————

—————（上水道管）—————

2 雨水管及び合流管の構造

- (1) 排水施設は、外圧に対して耐久力のある耐水性の材料を用い、道路その他排水施設の維持管理上支障がない場所に設置すること。
- (2) 公共の用に供する排水管は、原則として硬質塩化ビニール管とするこ

と。

イ 排水管の最小管径は、300ミリメートル（取付管については200ミリメートル）とすること。

ロ 排水管の埋設は、管頂まで土被り1.2メートル以上（歩道下に設置する場合は土被り0.6メートル以上）とし、砂基礎にて埋設すること。ただし、所定の土被りを確保できない場合は、原則として強化プラスチック複合管（FRP）とする。

ハ 本管と取付管の分岐箇所は、硬質塩化ビニール管用支管を使用し、その取付角度は、90度を標準とすること。

3 公共下水道（污水）管の構造

(1) 排水施設は、外圧に対して耐久力のある耐水性の材料を用い、道路その他排水施設の維持管理上支障がない場所に設置すること。

(2) 公共の用に供する污水管は、原則として下水道用硬質塩化ビニール管とすること。

イ 污水管の最小管径は、200ミリメートル（取付管については150ミリメートル）とすること。

ロ 使用する管路は、日本産業規格「JIS K6741」に適合するもの又はそれ以上の強度を有する硬質塩化ビニール管とすること。

ハ 本管の埋設は、深さを管頂まで土被り1.2メートル以上（歩道下に設置する場合は土被り1.0メートル以上）とし、基礎は砂基礎とし、その構造は【図-1】のとおりとする。なお、施工方法については、（財）国土開発技術研究センター発行「下水道用硬質塩化ビニール管道路埋設指針」を参照すること。

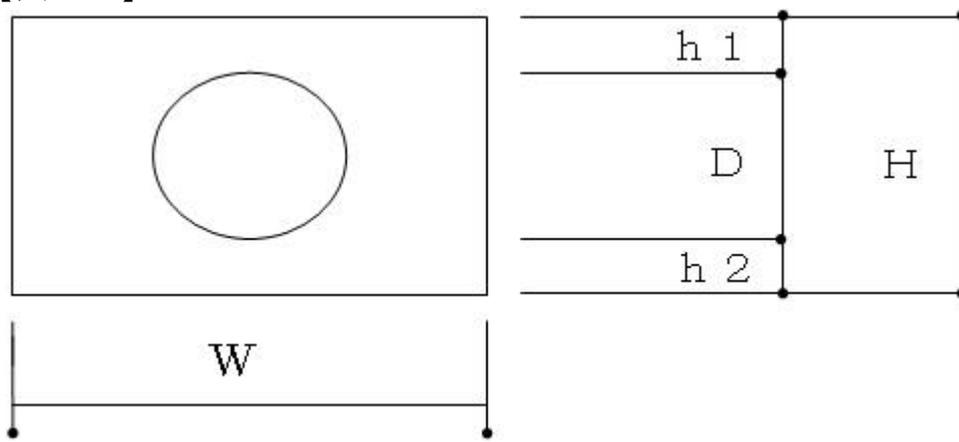
ニ 取付管の本管への接続は、管頂接合とし、塩ビ管用可とう支管（ワンタッチ式）を使用すること。

ホ 人孔における異径の管渠の接合は、管頂接合とすること。

ヘ 人孔と下水道本管との接合部分は、可とう継手を使用すること。

ト 公共ますは、香芝市型のコンクリートます（ $\phi 350\text{mm}$ ）とし、蓋は、FCD製（鋳鉄製）を使用すること。【別添参考図5】

【図-1】



(mm)

D	150	200	250	300	350	400	450	500
h 1	100	100	100	100	100	100	100	100
h 2	100	100	100	100	100	100	100	100
H	350	400	450	500	550	600	650	700
W	850	900	1,000	1,050	1,100	1,150	1,200	1,250

4 人孔の構造

- (1) 組立人孔を標準とするが、現地の状況などにより、現場打ち人孔とする場合は、協議すること。【別添参考図1】
- (2) 人孔の鉄蓋は、設計強度25トン対応でA表によるものを使用すること。

A表

雨水管	公共下水道用人孔蓋（うすい）	【別添参考図2】
汚水管	公共下水道用人孔蓋（おすい）	【別添参考図3】
合流管	下水道用人孔蓋（下水）	【別添参考図4】

- (3) 人孔の直線部の間隔は、50メートルを超えない範囲において管渠の維持管理上必要な箇所を設置すること。ただし、担当課との協議により適正な管理に支障がないと判断された場合は、この限りでない。
- (4) 人孔の設置場所は、管径や勾配の変化する箇所及び屈折点、管渠の合流点に設置すること。

5 流出量の算定

(1) 計画雨水量の算定

計画雨水量の算定は、合理式を標準とする。

$$Q = \frac{1}{360} \times C \times I \times A$$

ただし、

Q : 計画雨水量 (m³/sec)

C : 流出係数

I : 降雨強度 (mm/hr)

A : 集水面積 (ha)

流出量の算定については、降雨強度75mm/hrとし、流出係数については、開発区域内は0.9、区域外は状況に応じB表に掲げる数値とする。

B表

土地利用形態	流出係数
密集市街地	0.9
一般市街地	0.8
畑・原野	0.6
水田	0.7
山地	0.7

イ 排水施設については、流域単位で考えることから、地形の状況により開発区域外の土地も含んで排水面積としなければならない場合もあるので注意すること。

ロ 森林法（昭和26年法律第249号）に規定する林地開発の適用を受ける場合にあっては、開発区域内でも残地森林等の未造成地は、区域外の流出係数とすることができる。

(2) 計画汚水量の算定

公共下水道へ放流する場合は、次の算定式による。

$$Q = \frac{\text{一人一日あたり最大汚水量 (リットル/人・日)} \times \text{計画人口 (人)}}{24 \times 60 \times 60 \times 1000}$$

Q：計画汚水量 (m³/sec)

1人1日あたり最大汚水量：560リットル/人・日

計画人口：

1戸当たり3.5人（共同住宅）

1戸当たり5.0人（戸建住宅及び長屋住宅）

6 流下断面の算定

水深は、8割（公共下水道においては5割水深）で算定する。

$$Q = A \times V$$

ただし、

Q：流量 (m³/sec)

A：流水断面積 (m²)

V：流速 (m/sec)

設計流速は、マンニングの公式で求めるのを標準とし、その値はC表のとおりとする。また、下流に行くに従い緩勾配となるよう設計すること。

$$\text{マンニングの公式 } V = \frac{1}{n} \times R^{2/3} \times I^{1/3}$$

ただし、n：粗度係数

0.013 (コンクリート系排水構造物)

0.010 (塩化ビニール系排水構造物)

R : 径深 (m) = (A / P)

I : 勾配

P : 流水の潤辺長 (m)

C表 設計流速の範囲

区 分	最小流速	最大流速	備 考
汚水管渠	0.6m/sec	3.0m/sec	流速は1.0m/sec～1.8m/secが理想であるので、できるだけこの数値を使用すること。
雨水管渠	0.8m/sec	3.0m/sec	
合流管渠	0.8m/sec	3.0m/sec	

7 防災調整池等の計画

防災調整池等の設置、構造及び維持管理については、「大和川流域調整池技術基準」、「大和川流域防災調整池等技術基準（小規模開発雨水流出抑制対策）」、「宅地及びゴルフ場等開発に伴う調整池技術基準」、「防災調整池等の維持に関する技術基準」及び「雨水貯留浸透施設の維持に関する技術基準」に基づくこと。

第5 削除

第6 ごみ集積場の設置に関する基準（要綱第12条関係）

開発者は、市が家庭ごみ収集を住民協力のもと定点ステーション収集により円滑に行うため、次の事項に留意し、ごみ集積場を設置するものとする。また、併せて当該敷地に係る寄附登記等について市長と協議すること。

- 1 共同住宅及び長屋住宅については、ごみ集積場を設置すること。
- 2 戸建て住宅については、ごみ集積場を設置すること。ただし、計画戸数が3戸以下である場合において、既存の集積場を使用することについて地元同意が得られたときは、この限りでない。
- 3 前号の規定により設置したごみ集積場の維持管理について、ごみ集積場維持管理協定書により、市長と協定を締結するとともに、ごみ集積場の清潔保持等の維持及び破損等管理に関する一切の責任は、利用する居住者等で行うものとするを周知すること。
- 4 住宅部分とそれ以外の用途（店舗、事業所等をいう。）に供される部分を併せ持つ建築物については、家庭ごみとそれ以外のごみ等を明確に区分できるごみ集積場を設置すること。
- 5 ごみ集積場を設置するに当たっては、事前に市長、当該自治会及び周辺住民と協議すること。
- 6 ごみ集積場は、居住者の安全に配慮したものとするとともに、開発区域

内において、収集車が通り抜けることができ、かつ、容易に横付けして安全に作業できる位置に設置すること。ただし、ごみ収集車が容易に転回できる広場（直径12メートル以上）を設置する場合は、袋路状とすることができる。

7 ごみ集積場の規模及び構造は、原則として次のとおりとすること。

(1) 規模は、次の表を標準とすること。

区分	戸数	規模（有効の面積による。）
家庭ごみ （燃える ごみ・そ の他ごみ ）	10戸未満	3.6m ² 以上（燃えるごみ2.4m ² 以上、その他ごみ1.2m ² 以上。ただし、間口及び奥行きはそれぞれ有効1.2メートル以上の四角地を確保すること。）
	10戸以上	計画戸数×0.36m ² 以上（燃えるごみ0.24m ² /戸以上、その他ごみ0.12m ² /戸以上。ただし、間口及び奥行きはそれぞれ有効1.2メートル以上の四角地を確保すること。）
	ワンルームマンション	ワンルームマンション以外の住宅に求められる規模の2分の1以上

(2) 側壁は間口部分を除き、周囲を高さおおむね1メートル（屋根を有する場合はおおむね2メートル）のコンクリートブロック等の壁で囲み、燃えるごみとその他ごみを区分するため、おおむね燃えるごみ2に対してその他ごみ1の面積割合とし、区切りを入れること。また、床はコンクリート張りとし、排水を良好にするために傾斜をもたせ、排水口を設けること。

(3) ごみ収集に支障となる物（電柱、支線、カーブミラー等）は、設置しないこと。なお、道路に接する部分に溝がある場合は、蓋を設けること。

8 地形等やむを得ない理由により上記により難しい場合は、別途市長と協議すること。

9 ごみ集積場を設置したときは、ごみ集積場設置届出書を市長に提出し、指示を受けること。

第7 集会施設等の設置に関する基準（要綱第13条関係）

1 一般住宅地内については、次の基準により集会所用地を確保し、併せて当該敷地に係る寄附登記等について市長と協議すること。

(1) 確保すべき敷地面積の基準は、次のとおりとする。

イ 計画戸数が50戸以上200戸未満の場合

第1種低層住居専用地域にあつては165平方メートル以上、それ以外の地域にあつては130平方メートル以上

ロ 計画戸数が200戸以上の場合
300平方メートル以上

(2) 敷地の形状は、正方形、長方形等まとまりのある整形平地とし、道路に接していること。

(3) 上下水道施設等必要な物が、整備されていること。

2 共同住宅地内については、次の基準により集会施設を設置すること。

(1) 計画戸数が30戸以上50戸以下の場合

30平方メートルに30戸を超える戸数1戸増すごとに1平方メートルの割合で加算した床面積の集会室1箇所

(2) 計画戸数が51戸以上の場合

50平方メートルに50戸を超える戸数2戸増すごとに1平方メートルの割合で加算した床面積の集会室1箇所

(3) 集会施設には、便所、流し台及び湯沸かし器を設けること。

第8 交通防犯施設等の整備に関する基準（要綱第14条関係）

1 開発者は、開発区域内及びその区域に通ずる区域外の主たる道路について道路標識等の交通安全施設、駐車施設及び工事車両の運行計画等について、事前にその権限を有する関係機関等と協議し協議書を提出するものとする。ただし、市長が必要と認め指示した場合に限る。

2 開発者は、交通事故の予防及び入居者の安全を確保するため、市長が次表の交通防犯施設等の設置を指示したときは、当該施設を指定の場所に設置すること。

交通防犯施設	カーブミラー、視線誘導標、ガードレール、道路鋸、防護柵、バリカー、区画線、道路標示、防犯灯等
--------	--

3 開発者は、工事施工中一般交通及び歩行者等に支障のないよう、安全対策を講ずるものとする。

第9 文化財の保護に関する基準（要綱第15条関係）

1 遺跡有無の照会

開発者は、開発予定地が周知の埋蔵文化包蔵地（以下「遺跡」という。）内であるかどうかを香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める様式又は同様式の内容を記載した任意の様式に、開発予定地の位置図を添付して、教育委員会へ照会するものとする。教育委員会は奈良県遺跡地図をもとに、次項に定める届出の必要の有無等を回答するものとする。

る。

2 発掘届出の義務

開発者は、遺跡内で土木工事等を行う場合は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項の規定に基づき、奈良県が定める発掘届と必要な添付書類を教育委員会を經由して奈良県知事宛に各3部提出しなければならない。発掘届に位置図、配置図、基礎断面図等を各々添えて3部（奈良県知事用、奈良県立橿原考古学研究所用及び教育委員会用）教育委員会へ提出すること。

3 遺跡外での取扱い

開発者は、遺跡外であっても、開発区域の面積が10,000m²を超える場合は、事前に奈良県が定める遺跡有無確認踏査願及び添付書類を各3部教育委員会を經由して奈良県知事宛に提出し、その指示に従わなければならない。

4 土木工事等で遺跡を発見した場合の取扱い

開発者は、埋蔵文化財の調査以外の目的（土木工事等）で出土品の出土等によって遺跡と認められるものを発見したときは、文化財保護法第96条第1項の規定に基づき現状を変更することなく、埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和29年省令第5号）第4条第1項の内容を記載した遺跡発見届及び添付書類を各2部教育委員会を經由して奈良県知事宛に遅滞なく届け出なければならない。届出に対しては、奈良県知事からの指示が通知される。

第10 駐車場及び駐輪場施設の整備に関する基準（要綱第17条関係）

- 1 長屋又は共同住宅の建築を目的とする開発者は、次の基準により駐車場及び駐輪場を設置すること。

用途地域	駐車場	駐輪場
商業地域及び近隣商業地域のいずれにも該当しない用途地域	計画戸数以上を確保する。 その確保台数のうち計画戸数の3分の2以上を当該開発敷地内で確保し、残りは近隣で確保しなければならない。残り駐車場を賃貸借する場合は誓約書等を市長に提出するものとする。	計画戸数以上を確保
商業地域 近隣商業地域	計画戸数以上を確保する。 その確保台数のうち計画戸数の3分の1以上を当該開発敷地内で確保し、残りは近隣	計画戸数以上を確保

で確保しなければならない。残り駐車場を賃貸借する場合は誓約書等を市長に提出するものとする。

注

- (1) 近隣とは、概ね当該建築物から200メートル以内をいう。
 - (2) 駐車施設の規模は駐車台数1台につき幅2.5メートル以上、奥行き5メートル以上を確保すること。ただし、特殊な装置を用いる駐車施設で自動車有効かつ安全に駐車することができるものについては、それによることできる。
- 2 店舗及び事務所等の建築を目的とする開発者は、建築延面積50平方メートルごとに1台以上の割合で駐車施設を設け来客予想者数に見合う駐車場及び駐輪場を確保しなければならない。

第11 その他

この基準に定めのない事項については、関係法令に定めるところによるほか、その都度市長が定める。

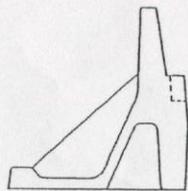
附 則

(施行期日)

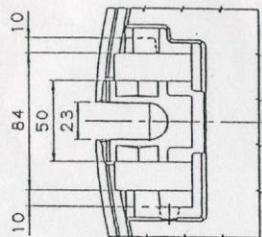
- 1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

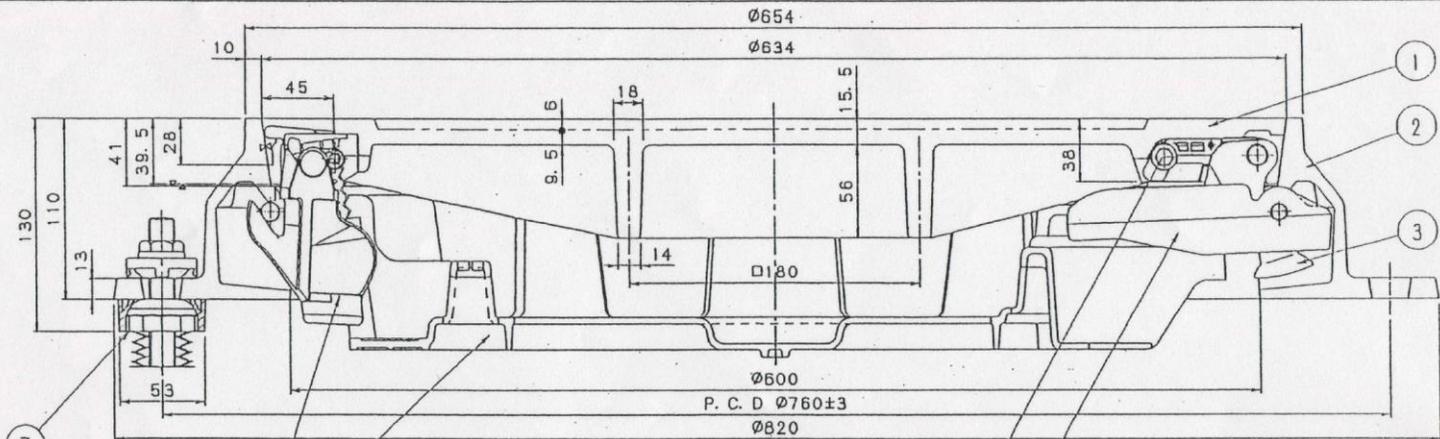
- 2 この基準の施行の際現に香芝市開発指導基準を廃止する基準（令和7年月 日施行）による廃止前の香芝市開発指導基準（平成22年4月1日施行）の規定によりなされた開発行為の許可に係る申請その他の手続は、この基準の相当規定によりなされた開発行為の許可に係る申請その他の手続とみなす。



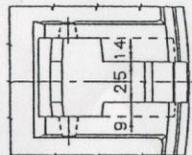
フレーム一般断面図



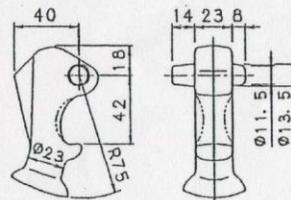
シールロック取付座詳細図



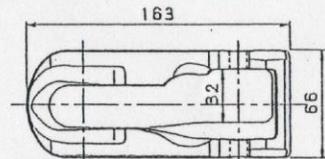
カバー、フレーム断面図



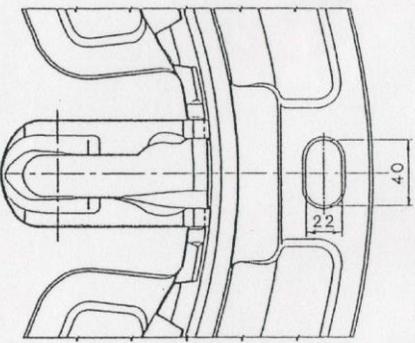
コネクタ取付座詳細図



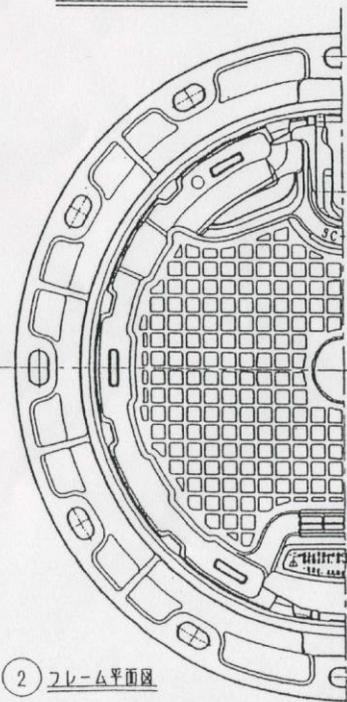
3 コネクタ詳細図



6 コネクタガイド詳細図



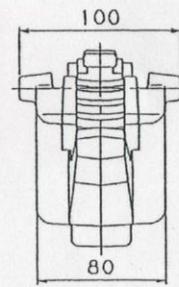
フレーム、コネクタガイド取付詳細図



2 フレーム平面図



1 カバー平面図



5 シールロック詳細図

8	ヒフティキャッチ	PP	1	
7	AJフレームホルダ	ポリブチレン	3	
6	コネクタガイド	FCD600	1	取付部品
5	シールロック	FCD600	1	ボルト・ナット
4	ストッパ	ナイロン	1	ボルト・ナット
3	コネクタ (標準)	FCD600	1	
2	フレーム (枠)	FCD600	1	
1	カバー (蓋)	FCD700	1	

品名	名称	材質	個数	備考
設計	図番	尺度	年月日	

型式 WZ-63G-11A (1192)-0202
品名 香芝市型グラウンドマンホールT-25

別添参考図 3

